

令和8年7月13日

各位

ウリ信用組合
理事長 金 和彦

業務改善命令に対する業務改善計画書の提出について

当組合は、令和8年6月12日付業務改善命令に基づき、本日、金融庁に「業務改善計画書」を提出いたしました。

今回の一連の不祥事件により、当組合を信頼しお取引いただいていた組合員並びにお客さま、地域の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

当組合は、業務改善命令を厳粛に受け止め、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢を抜本的に見直し、信頼回復に向け、本日提出した業務改善計画を役職員一丸となつて着実に実行してまいります。

また、今後、第三者委員会による調査結果及び提言並びに関係当局との協議内容を踏まえながら、改善内容の更なる具体化及び充実を図り、継続的な見直しと改善に取り組んでまいります。

なお、今回策定いたしました「業務改善計画書」の概要は以下のとおりです。

業務改善計画（概要）

当組合は、今回の業務改善命令を厳粛に受けとめ、今回判明した不祥事件等にかかる経営責任の明確化を図るとともに、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢、内部監査態勢を強化・充実し、信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

この計画を着実に推し進めるため、令和 8 年 6 月 23 日付で経営体制を大幅に刷新しております。

新たな経営体制のもと、組合内に根付いていた上意下達文化や法令等遵守意識が欠如していた企業風土の抜本的な改革を進め、役職員が常に法令等遵守を念頭に置いて職務にあたることを徹底してまいります。

また、理事会及び監事の監視・牽制機能を高め、組合員並びにお客さま本位の適切な業務運営態勢の構築に努めてまいります。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽及び当局への事実と異なる報告や検査忌避等に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）

（1）行政処分発令時の経営陣に対する経営責任の明確化及び責任追及

① 経営責任について

行政処分の原因となった一連の不祥事件等に関与した常勤役員 6 名の内、理事長は令和 8 年 6 月 12 日付で引責辞任いたしました。常勤役員 5 名については、令和 8 年 6 月 23 日開催の通常総代会にて引責退任いたしました。

② 報酬等について

行政処分発令時の常勤役員 7 名は、行政処分にかかる一連の不祥事件等に関する責任として、本年 6 月支給の役員報酬から全員 15% 自主返納しております。

そのうえで、辞任した理事長を含む一連の不祥事件等に関与した経営陣の退職慰労金については、支払いを留保し、今後設置する第三者委員会により更なる調査・検討を行い、当該調査結果等を踏まえて、支給内容について検討してまいります。

③ 責任追及について

辞任した理事長を含む一連の不祥事件等に関与した経営陣の経営責任については、今後設置する第三者委員会により更なる調査・検討を行い、当該調査結果等を踏まえて、民事・刑事上の責任追及を検討してまいります。

（2）旧経営陣に対する経営責任の明確化及び責任追及

旧経営陣に対する経営責任については、今後設置する第三者委員会により更なる調査・検討を行い、当該調査結果等を踏まえて、退職慰労金等の返納を含めた民事・刑事上の責任追及を検討してまいります。

（３）第三者委員会の設置

一連の不祥事件等について、更なる事実関係の精査及び真相究明を徹底して行うため、第三者委員会の設置を予定しております。

第三者委員会については、遅くとも８月から調査が開始できるよう委員選定等の調整を実施しております（内容はⅡ．に記載）。

２．当局による検査や報告徴求命令に対する不適切な対応の再発防止の確保、適切な受検・報告態勢の確立

当組合は、過去からの当局検査や報告徴求命令に対して、不祥事件や架空名義・借名預金、不適切な融資等を隠蔽する目的から検査忌避や虚偽答弁等を行ってまいりました。

役職員による検査忌避等の主な原因は、当組合において、「法令違反等があっても発覚しなければ問題ない」といった、法令等遵守意識を著しく欠いた認識が理事長をはじめとした役職員の間で根付いていたことにあります。

また、常勤役員らによる牽制機能が発揮されておらず、実態として、理事長の指示に対して絶対的な従属関係にあり、仮に不適切な指示であってもこれに従わざるを得ない組織体制となっていたことを反省し、新経営陣においては、組合全体としての法令等遵守態勢の改善・強化に努めてまいります。

（１）役職員の意識向上と企業風土の改善

法令等遵守に係わる研修会や教育を継続的に実施するなど、役職員に当局検査や当局からの報告徴求命令に厳粛に対応する姿勢・意識を根付かせてまいります（研修の詳細は、３．（２）に記載）。

（２）当局検査や報告徴求命令への対応に係る態勢整備

これまで、当局検査や当局からの報告徴求命令への対応については、不適切な対応となっていたところ、今後は、監査室が検査・報告徴求命令に関する情報集約や対応方針の一元管理を担うことで、受検・報告態勢を整備してまいります。

（３）検証プロセスの確立

これまで、検査・報告徴求命令に対する提出資料や回答原案を作成する際の検証プロセスについては、形式的な確認となっていたところ、今後は、一時作成者と上位管理者等により複層的なチェックを行ってまいります。

重要な報告や回答を役員が担当の場合は、他の役員が最終承認を行うプロセスを構築してまいります。

また、報告対象となる業務記録や取引データなどを正確かつ容易に抽出できる環境を整備してまいります。加えて、必要な期間における電子データを含む資料を確実に保全できる態勢も構築してまいります。

具体的な改善内容については、今後、第三者委員会の意見も踏まえ、継続的に検討及び更新を行いながら拡充させ、その更新内容を四半期毎に行う計画の進捗報告に併せて公表してまいります。

3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立（コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底）

当組合において、法令等遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見が身に付いておらず、法令に抵触する事象が複数発生したことは、法令等遵守よりも組合員や組合の利益が優先されるとの認識、理事長の指示であれば法令等に抵触するおそれがあっても実行しなければならないとの認識が組織内に根付いていたことが原因と認識しております。

こうした中、不祥事件の隠蔽や検査忌避等を含む役職員による多くの不正行為が確認されたことを反省し、以下の対応を図ってまいります。

（１）コンプライアンス推進態勢の強化

コンプライアンス統括部を新設し、全組合的なコンプライアンスへの取組の進捗状況を管理し、コンプライアンス委員会等へ報告してまいります。

コンプライアンス委員会についても、その在り方を見直し、当委員会が率先して、コンプライアンス統括部と連携のうえ、全役職員の法令等遵守意識の醸成を図り法令等を遵守する企業風土への転換を図ってまいります。

法令等遵守意識の醸成のため、3.（2）に記載のとおり、全役職員向けの法令等遵守研修を実施するほか、継続的に外部講師による法令等遵守に関する研修を行ってまいります。

内部通報制度の実効性確保のため、内部通報窓口を新設するコンプライアンス統括部に置き、外部通報窓口として利害関係のない弁護士に依頼する予定であります。

（２）全役職員向けの法令等遵守研修の実施

法令等を軽視した体質や組織的な隠蔽体質を払拭して、法令等遵守態勢の構築に向けて健全な企業風土を醸成するためには、まず第一に、当組合の役職員が金融機関の職員として備えるべき知見を身に付ける必要があります。今後、そのために法令等遵守に知見のある外部講師を招き、全役職員を対象とした法令等遵守などに関する研修を早期に実施してまいります。

（３）理事長からの経営改革、不祥事件等の根絶に向けた強いメッセージの継続的発信

理事長より、経営改革、不祥事件の再発防止、法令等遵守に向けた決意等のメッセージを職員会議にて発信いたします。

今後も社内ミーティング等、適切なタイミングでメッセージを発信することで、法令等遵守に対する意識づけを行うとともに、企業風土の改革を経営トップとして牽引してまいります。また、階層別の意見交換会や理事長をはじめ役員による全職員との個別面談を実施してまいります。

具体的な改善内容については、今後、第三者委員会の意見も踏まえ、継続的に検討及び更新を行いながら拡充させ、その更新内容を四半期毎に行う計画の進捗報告に併せて公表してまいります。

4. 新規顧客（既往取引のない者をいい、当組合において命令発出前に借入の申込みを受けている者、預入の申込みを受けている者を除く）に対する貸付け及び預金の受入れの停止

今般の行政処分に基づき、令和8年7月14日（火）から8月13日（木）までの間、新規顧客（既往取引のないお客様で、令和8年6月12日（金）より前に借入の申込みや預入の申込みを受けているお客様は除きます。）に対する貸付け及び預金の新規申込を停止します。

業務の一部停止期間中の取扱いにつきましては、全て本部承認制とし、融資実行に係る案件については審査部が、預金口座の開設については業務部がチェックを行い管理徹底してまいります。

5. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（第三者により検証する態勢の整備を含む）

理事会等の構成員である常勤理事が組合内部の問題などを外部に秘匿し、問題があれば内部で処理すれば事足りるとの誤った認識の下で業務執行を行ったことにより相互牽制が働かず、また、常勤監事による監視・牽制機能が十分機能せず、ガバナンス態勢が欠如していた反省を踏まえ、以下の対応を実施し改善を図ってまいります。

（1）経営陣の刷新による牽制機能の強化

令和8年6月23日の通常総代会において経営陣を刷新しております。

新経営体制においては、旧経営陣から続いていた法令等を軽視した体質や組織的な隠蔽体質から脱却し、そのうえで他の金融機関での役員経験を当組合の理事会に還元することでガバナンス機能及び牽制機能の強化を図るべく、常勤理事3名、常勤監事1名と常勤役員数を削減し、理事長及び常勤監事に他金融機関の役員経験者を外部招聘しております。

理事会に対する監視機能を強化するため、非常勤役員には、員外理事として専門的な知見を有する弁護士と公認会計士、員外監事として税理士を外部招聘しております。

（2）適切な理事会運営体制の構築（深度ある議論・協議、ガバナンス機能が適切に発揮される運営）

理事会においては、最終的な承認を求めるだけでなく、非常勤理事から当組合の取組施策に対する意見を求めるなど深度ある議論・協議を行い、当組合の経営の多面的な視点を反映させ、ガバナンス機能が適切に発揮される透明性の高い運営に努めてまいります。

今後はさらに、理事会における当組合の業務執行状況の報告及び説明内容の充実を図り、深度ある議論・協議を行い、議事録に議論の内容が反映できるよう検討してまいります。

(3) 常任理事会における重要事案の合議制の徹底

常任理事会の運営においては、業務運営に係わる重要事案について、深度ある議論・協議を行ったうえで結論を出し、その結果を理事会に議案上程することを徹底してまいります。

(4) 法令等を遵守する組織風土への転換

コンプライアンス統括部を新設し、全組合的なコンプライアンスへの取組の進捗状況を管理し、コンプライアンス委員会等へ報告してまいります。

形式的な開催にとどまっていたコンプライアンス委員会についても、その在り方を見直し、当委員会が率先してコンプライアンス統括部と連携のうえ、全役職員の法令等遵守意識の醸成を図り法令等を遵守する企業風土への転換を図ってまいります。

(5) 監事による経営監視機能の強化

常勤監事と非常勤監事の情報共有を活発化させ、理事の職務執行に対する監視機能・牽制機能の強化を図ってまいります。

① 理事会及び重要会議への監視強化

理事会等に積極的に出席し、重要な経営判断や管理状況を監視すると共に、必要に応じて適時、適切な意見を述べ改善を求めてまいります。

② 業務改善計画の進捗管理

改善項目ごとの進捗状況を監査室が毎月確認し、合わせて監事も未達事項についての原因分析を行い改善策の実効性を検証すると共に、改善状況を監事会へ定期的に報告し継続的にフォローアップしてまいります。

③ 監査室との連携強化

月1回以上、常勤監事と監査室とのミーティングを開催し、監査で把握した情報や問題等を共有するとともに、常勤監事を通じて非常勤監事とも共有してまいります。

④ 営業店、本部への監査強化

営業店及び本部各部門への往査を計画的に実施し、現場の実態を把握する共に、重要な指摘事項については改善状況を継続的に確認してまいります。

⑤ 理事会への提言機能の強化

監査結果を踏まえ、理事会に改善提言を積極的に行い、指摘事項の改善状況を継続的に検証し、必要に応じて再度提言を行ってまいります。

⑥ 監事会機能の充実

監事会において改善計画の進捗状況、重要リスク、不祥事の再発防止策等を定期的に審議すると共に、監査結果及び監査意見を適切に記録し、監査の実効性向上に努めてまいります。

(6) 第三者による検証態勢

経営状況に対する第三者の検証体制については、第三者委員会の調査内容・改善策に対する提言内容を踏まえて検討してまいります。

具体的な改善内容については、今後、第三者委員会の意見も踏まえ、継続的に検討及び更新を行いながら拡充させ、その更新内容を四半期毎に行う計画の進捗報告に併せて公表してまいります。

6. 内部管理態勢の確立（信用リスク管理態勢及び預金管理態勢の確立）

<信用リスク管理態勢>

当組合では、過去からの内部管理態勢の不備が不適切な融資等に繋がったとの認識のもと、信用リスク管理態勢の確立や厳正な事務処理の徹底、相互牽制態勢の確立を図ることで、再発防止に努めてまいります。

(1) 内部規則に則った融資審査、事務取扱の徹底

① 融資審査、決裁手続きの適正な実施

これまでのトップセールスによる融資案件の上意下達を徹底して排除するとともに、今後の融資案件の取扱いにあたっては、融資審査ルールを遵守し、厳正な審査を行ってまいります。

また、審査委員会において、融資案件に内在する法的な問題点の有無、財務内容や事業上の問題点の有無等、融資実行の可否判断に影響を及ぼす事項などについて検証を行うなど、深度ある議論を経て、公正かつ厳正な融資審査を行ってまいります。

② 法令等遵守態勢の確立

今回指摘された大口信用供与等規制、組合員制度の潜脱行為等につきましては、融資量の拡大による収益確保を優先したことにより、形式上の具備にとどまり、客観的かつ法的な検証を行わないなど、法令等遵守意識が欠如していたことが発生原因と認識しております。

法令等に抵触しうる案件等に対しましては、リーガルチェックや新設するコンプライアンス統括部に確認する体制としてまいります。

組合の大口信用供与等規制に係る規程「名寄せ管理要領」（同一人に対する信用の供与等）に不備が認められたことから、規程の見直しを図ってまいります。

また、新規融資受付時には、事業拠点、事業内容、常駐者の有無等、事業実態の確認を行い、組合員資格の確認を徹底してまいります。

③ 大口化の抑制

大口融資案件につきましては、常任理事会の審議決定を経て審査委員会に上程するなど、厳正な審査に基づきその可否を決定し、過大な大口融資を行うことがないよう適正な手続きと厳正な審査を徹底してまいります。

④ 営業店事務指導の実施

融資事務の処理が適正に行われるよう営業店指導を強化し、事務の堅確化を図ってまいります。

<預金管理態勢>

当組合では、取引先からの要望や預金残高を確保したい組合の都合を優先させ、架空名義預金や借名預金を受け入れておりました。このような行為を二度と繰り返さないため、他に把握できていない架空名義預金や借名預金が無いか悉皆調査や調査の結果認められた当該口座の即時解消を行うとともに、内部管理態勢の確立を以下のように実施してまいります。

（１）悉皆調査の実施

効率的に悉皆調査を実施するため、その実施方法について検討しており、方法が固まり次第、調査を実施してまいります。

（２）犯収法の遵守態勢の確立

①常任理事会は、法令等遵守の徹底が金融機関の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識し、法令等遵守を徹底してまいります。

②当組合の法令等遵守基本方針及び法令等遵守規程の見直しを図り、コンプライアンスの推進を統括する独立部署を設置し、当組合全体のコンプライアンスに関する事項を一元管理してまいります。

③警察庁組織犯罪対策部が発表する「犯罪収益移転防止法の概要」を全役職員へ配布し、学習会を開催することにより、同法律の趣旨を継続的に周知してまいります。

④当組合の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本規程」等マネロン関

連規程を職員へ再周知してまいります。

（３）本人確認を徹底するための体制確立

- ①常任理事会は、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題と位置付け、主導的に関与するためにマネロン等対策の実施状況を統括管理部門から定期的及び随時の報告を受け、検証及び必要に応じた議論、見直しを指導してまいります。
- ②犯収法に基づく取引時確認事務が正しく行われているかをチェックするため、マネロン統括部門（第２線）の機能を強化してまいります。
- ③預金の新規受入に対する厳格な本人確認を徹底するため、新規受入時（口座開設時）の取引時確認事務にチェック表を追加し、本人確認事務を徹底してまいります。

（４）疑わしい取引の届出提出の体制整備の確立

当組合の疑わしい取引の届出に対する体制は、顧客取引部門（第１線）の取引時確認事務での監視による報告及び統括部門（第２線）の取引モニタリングでの検知による届出を行っておりますが、今後は監視、分析等機能を強化してまいります。

- ①マネロン統括責任者は、取引モニタリング等での疑わしい取引の検知及び顧客取引部門から疑わしい取引検知報告を受けた場合は、当該内容をコンプライアンス統括部署へ報告し、届出の有無をコンプライアンス統括部署長と協議し、速やかに届出してまいります。
- ②反社会勢力等、取引遮断対象者情報の収集活動を強化してまいります。

具体的な改善内容については、今後、第三者委員会の意見も踏まえ、継続的に検討及び更新を行いながら拡充させ、その更新内容を四半期毎に行う計画の進捗報告に併せて公表してまいります。

７．内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保

当組合の内部監査部署である監査室は、「内部監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づき実施する内部監査を通じて、各本店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・有効性を検証評価してまいりましたが、これまでの内部監査態勢においては、不祥事件の再発防止、大口信用供与等規制や組合員資格に係る法規制に抵触する業務執行の防止等への有効性は十分ではなかったと認識しております。

今後の監査室監査については、常勤監事との情報共有及び連携を強化し、不祥事件の再発防止だけでなく、企業風土の改善に向けた各部店の進捗状況及び実態把握を行っていくため、以下の対応を実施してまいります。

(1) 監査室監査の実施時期・実施頻度の見直し

各部店に対する監査室監査は、これまで過去の監査実施時期と同時期に実施しており、当該部店の職員が監査実施時期を安易に予測する状態となっておりました。今後の監査室監査の実施時期は、抜き打ち的に実施するよう変則的に設定し、実施頻度も各部店の所管業務等に応じて内在する各種リスクや前回監査結果、事務不備等の発生状況を評価検証のうえ決定してまいります。

① 監査項目の見直し

今回の不祥事件等を踏まえ、監査項目を洗い出し、内部監査実施要領の見直しを図ってまいります。

② 監査手法の見直し

現行の定期監査・書面監査・特定監査・特別監査の内、特定監査項目に渉外職員等に対する監査項目を追加し、不祥事件未然防止に重点を置いた監査を実施してまいります。

③ 監査周期の見直し

定期監査及び定期監査の指摘に対する事後監査を抜き打ちで実施し、内部監査の実効性を確保してまいります。

④ 監査対象の見直し

監査対象に新設部署のコンプライアンス統括部を含め本部5部署及び営業店5店舗を定期監査の対象とし、渉外職員等を有する営業店4店舗を特定監査、事後監査の対象として計画的に監査を実施してまいります。

(2) 内部監査態勢の改善・強化の検証

内部監査態勢の改善・強化が適切に行われているかを定期的に自己評価し、常任理事会に報告し確認を受けてまいります。

① 自店（自主）検査の充実・強化

不祥事件・事務事故防止の観点から、現金授受や現物（通帳・証書等）管理に主眼を置いた項目を追加するなど、自店検査項目の見直しを図ってまいります。

② 報告態勢の整備

自店検査については毎月報告を求め、不備等ある場合は、都度確認を行い是正するよう指導してまいります。

内部監査結果について、監査終了後、当該店舗の内容を本部部長以上の常勤役職員に回付により報告を行っていましたが、今後は、監査終了後、速やかに常任理事会へ報告し、指摘事項に対する改善に取り組んでまいります。

③ 常勤監事との連携の強化

臨店監査の最終日に常勤監事立ち合いのもと監査結果の講評を行い、不備・問題点については是正指示を行うとともに、その後の改善対応状況を常勤監事と共有し、連携を図ってまいります。

(3) 監査室職員の知識養成の習得

監査担当者については、全国信用組合中央協会等が主催する内部監査講座等の外部研修会へ積極的に参加・受講させ、監査能力の向上に努めてまいります。

具体的な改善内容については、今後、第三者委員会の意見も踏まえ、継続的に検討及び更新を行いながら拡充させ、その更新内容を四半期毎に行う計画の進捗報告に併せて公表してまいります。

Ⅱ 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

1. 第三者委員会の設置

今回の当局検査で判明した法令違反等について、今後の調査結果の客観性・中立性を確保するため、当組合と利害関係のない弁護士による第三者委員会を設置し、経営管理態勢や法令等遵守態勢が有効に機能しなかった要因分析等の調査及びその結果に基づいた再発防止策のための提言を依頼いたします。

具体的な調査範囲としては以下のとおりです。

- ①当組合の元役員による多額の顧客預金着服等の不祥事件、同不祥事件に関する一連の不適切な処理及び当組合職員4名の不祥事件の発生並びに当時の経営陣による隠蔽の決定及び実行
- ②当組合が受け入れていた架空名義預金、借名預金の実態並びに当組合の当時の経営陣による虚偽報告

③当組合が大口信用供与等規制及び組合員制度を潜脱して行った不適切な融資等の内容並びにこれら不適切融資等に対する当組合の牽制及び監視機能の不全

④当局検査において実施された当組合の役職員による検査忌避等に該当する行為に関する責任の所在

委員の選定については、令和 8 年 7 月中旬を目途に決定する予定であり、委員の決定後、直ちに調査を開始する予定であります。